

我孫子市不育症治療等費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師から不育症と診断され、医療機関（国内に所在するものに限る。以下同じ。）が実施する医療保険の適用外で高額な費用を要する不育症の治療又は検査（以下「不育症治療等」という。）を受けた者の経済的負担を軽減することにより、少子化対策の充実を図るため、我孫子市不育症治療等費用助成金（以下「不育症治療等助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(2) 治療期間 不育症治療等を開始した日からその妊娠に関する出産（流産及び死産を含む。）に伴い治療が終了した日までの期間をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱に基づき不育症治療等助成金の交付を受けることができる者は、不育症治療等を終了した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 不育症治療等を開始した日から当該不育症治療等に係る第7条の規定による不育症治療等助成金の請求をする日までの間において、継続して本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 不育症治療等を開始した日において婚姻（婚姻の届出をしていない

が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていること。

- (3) 医師から不育症と診断され、不育症治療等のために医療機関を受診していること。
- (4) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。
- (5) 千葉県不育症検査費用助成事業実施要綱(令和3年9月30日児第1322号。以下「県要綱」という。)に基づく助成の対象となる場合には、当該助成の決定を受けていること。
- (6) 不育症治療等助成金の申請に係る不育症治療等に要した費用について、他の類似の制度の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
(交付の対象となる期間、費用等)

第4条 不育症治療等助成金の交付の対象となる期間は、治療期間とする。

2 不育症治療等助成金の交付の対象となる費用は、医療機関が実施した医療保険の適用外の不育症治療等に要した費用のうち、自ら負担した費用とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、不育症治療等助成金の交付の対象となる費用としない。

- (1) 医師から交付された処方箋によらない医薬品に係る費用
- (2) 入院時における差額ベッド代、食事代、文書料等の直接治療に関係のない費用
- (3) 県要綱に基づく助成の交付の決定を受けた費用
- (4) 他の類似の制度により補助金、助成金等の交付の決定を受けた費用
(前号に掲げるものを除く。)

4 不育症治療等助成金の額は、前2項の規定により交付の対象とされた費用の額に2分の1を乗じて得た額(算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1の治療期間ごとに30万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 不育症治療等助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、県要綱に基づく助成の対象となる場合には助成の決定を受けた後、1の治療期間ごとに、我孫子市不育症治療等費用助成金交付申請書(様式第

1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、申請者及びその配偶者の同意を得て市が所有する公簿等により確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 不育症治療等実施証明書(様式第2号)
- (2) 医療機関が発行した領収書及び診療明細書
- (3) 申請者及びその配偶者が婚姻の届出をし、かつ、同一の世帯に属する場合は、申請者及びその配偶者の住民票の写し(本籍及び筆頭者並びに世帯主及び続柄の記載のあるものに限る。)
- (4) 申請者及びその配偶者が婚姻の届出をしているが、同一の世帯に属していない場合は、申請者の戸籍謄本
- (5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、申請者及びその配偶者の戸籍謄本並びに事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
- (6) 県要綱に基づく助成の決定を受けている場合は、千葉県不育症検査費用助成承認決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1の治療期間が終了した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、不育症治療等助成金の交付の可否を決定し、我孫子市不育症治療等費用助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、不育症治療等助成金の交付を受けようとするときは、当該交付の決定の通知が届いた日から起算して30日以内に、我孫子市不育症治療等費用助成金請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

(交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により不育症治療等助成金の交付を受

けた者があるときは、当該交付の決定を取り消し、その者から当該不育症治療等助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、不育症治療等助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日以後に実施された不育症治療等に要した費用について適用する。